

海岸保全施設等災害復旧事業（継続）

【127（163）百万円】

対策のポイント

災害により被災した、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧を実施します。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 災害復旧事業については、農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

< 内容 >

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県、市町村
- 2．基本負担率 内地：2/3、北海道・離島・奄美・沖縄：4/5

ただし、当該地方公共団体の標準税収入により負担率の嵩上げ制度があります。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による負担率の嵩上げ制度があります。

- 3．事業実施期間 海岸保全施設災害復旧事業：昭和31年度～
地すべり防止保全施設災害復旧事業：昭和33年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直））]